

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）マルイ分水店
所在地 燕市砂子塚字興野浦615番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社マルイ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 清水 辰雄
 - 住所 見附市今町三丁目11番68号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社マルイ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 清水 辰雄
 - 住所 見附市今町三丁目11番68号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年7月17日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,811平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計102台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計72平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計22.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社マルイ
 - 午前7時から午後12時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設 1
 - 午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成29年11月16日

- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成29年11月28日から平成30年3月28日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp